



2016年7月29日 第2016-025号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

8月1日以降に開始する介護休業から
介護休業給付金の支給率・賃金日額上限額変更

3月29日に成立した改正雇用保険法の一部が8月1日から施行されます。施行内容は、介護休業給付金の支給率の引き上げと賃金日額の上限額の引き上げです。ただし、2016年8月1日以降に開始する介護休業から対象となります。

支給率

2016年8月1日以降に開始する介護休業から、67%になります。2016年7月31日までに開始した介護休業はこれまでどおり支給率は40%です。

<例> ※休業開始時賃金日額 1万円の方が3ヵ月（1ヵ月を30日とした場合）介護休業を取得した場合の総支給額

【2016年7月31日までに介護休業を開始した場合】

介護休業給付金の月額＝休業開始時の賃金日額×支給日数（30日）×40%
 $10,000 \times 30 \times 0.4 = 120,000$ 円 120,000×3ヵ月＝360,000円

【2016年8月1日以降に介護休業を開始した場合】

介護休業給付金の月額＝休業開始時の賃金日額×支給日数（30日）×67%
 $10,000 \times 30 \times 0.67 = 201,000$ 円 201,000×3ヵ月＝603,000円

賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（政策ニュース24号参照）を基に決められています。これまでは「30～44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、2016年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45～59歳までの賃金日額の上限額」が適用されます。

<例> 休業開始時賃金日額15,000円の方

【2016年7月31日までに介護休業を開始した場合】

「30～44歳までの賃金日額上限額」が14,150円なので、賃金日額が15,000円あっても、上限額を超えているので14,150円で計算する。

【2016年8月1日以降に介護休業を開始した場合】

「45～59歳までの賃金日額の上限額（15,550円）」を適用する。
上限額を超えていないので15,000円で計算する。

休業中に賃金が支払われた場合の支給額

「休業中に支払われた1ヵ月の賃金額」÷「1ヵ月分の介護休業給付金額」×100	介護休業給付金の支給額
13%以下	休業開始時賃金日額×30×67%
13%超80%未満	休業開始時賃金日額×30×80%－賃金額
80%以上	不支給

※休業開始時賃金日額＝休業前6ヵ月間の賃金総額÷180（賃金総額には家族手当・通勤手当・住宅手当等の手当は含まれるが、臨時に支払われる賃金や一時金は含まれない）